

相続・贈与税顧問 平成 26 年贈与税対応版(Ver.H26.20)の予定

平成 26 年分の贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成 26 年贈与税対応版 (Ver.H26.20)」のリリース予定についてご連絡します。

このプログラムは、平成 26 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。また、平成 27 年以降の相続税について適用される基礎控除額、相続税の税率等を使用して相続税計算が行えるように対応します。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 贈与税 改正の概要
3. システムの対応内容 (予定)
4. 贈与税 平成 26 年分の先行入力について
5. バージョンアップについて
6. フォルダーの構成

1. 発行プログラム

1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H26.20	Ver.H26.10

- ・ CD-ROM には、次のセットアッププログラムも収録されています。(プロダクト ID 不要)
相続・贈与税顧問 Ver.H21.22、Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20
- ・ 対象データは、平成 26 年版 (Ver.H26.10) および平成 25 年版 (Ver.H25.10/Ver.H25.20) で処理した案件データです。平成 25 年版の案件データは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。
- ・ 財産評価顧問 (Ver.H26.1) からのデータ連動 (相続税申告書) が可能です。

1-2. リリース時期 (予定)

(1) 送品開始日 (予定)

2015 年 1 月 29 日 (木)

(2) マイページからのダウンロード公開 (予定)

2015 年 1 月 22 日 (木) 9 時

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

(参考)

平成 26 年分贈与税の申告と納税は、平成 27 年 2 月 2 日(月)から平成 27 年 3 月 16 日(月)までです。

1-3. 相続・贈与税顧問 期限付きプロダクト ID

Ver.H26.20 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。

期限付きプロダクト ID : 175917-066540-620787-500327

1-4. 贈与税の電子申告対応について

平成26年分贈与税の電子申告に対応した「相続・贈与税顧問Ver.H26.2 電子申告対応版 Ver.e1」を2015年1月30日（金）にダウンロード公開する予定です。対応内容などの詳細につきましては、電子申告システムVer.H26.20のシステムインフォメーション（1月初旬発行予定）で別途ご案内します。

1-5. Windows XPの動作保証について

Ver.H26.20は、Windows XPでの使用は動作保証外となります。

また、旧バージョンの相続・贈与税顧問につきましても、Windows XPのサポート期限は2014年10月8日で終了となりました。

2. 贈与税 改正の概要

平成26年贈与税関係の主な税制改正等の内容は、次のとおりです。

2-1. 医業継続に係る贈与税の納税猶予等の創設

出資持分の定めのある医療法人の出資者が、その持分を放棄したことにより、他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額に相当する額の贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については移行計画の期間満了までその納税が猶予され、移行期間内に他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

2-2. 様式変更

贈与税の次の帳票が変更される予定です。

帳票名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第一表の三 贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）
第三表 贈与税の修正申告書（別表）
第三表 贈与税の修正申告書（別表の付表）
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

3. システムの対応内容（予定）

相続・贈与税顧問 Ver.H26.20 では、以下の対応を予定しています。

3-1. 贈与税 帳票の変更（改正対応）

システムで対応している贈与税関係の帳票について、次の箇所が変更される予定です。印刷フォーム、入力画面などを変更します。

表番号	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上の帳票 ID (FD4723) が変更 医療法人持分税額控除額⑦：項目追加、以降の項目番号のずれ 医療法人持分納税猶予額⑮：項目追加、以降の項目番号のずれ
第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 非課税限度額(30)：(1,200 万円又は 700 万円)→(1,000 万円又は 500 万円) に変更 第一表の項目追加に伴い項目番号が(26)～(35) → (28)～(37)に変更 平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(31)：項目名が変更
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 第一表の項目追加に伴い項目番号が(36)～(45) → (38)～(47)に変更 平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(41)：項目名が変更
第二表	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上の帳票 ID (FD4732) が変更 第一表の項目追加に伴い項目番号が(17)～(25) → (19)～(27)に変更
第三表（別表）	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 非課税限度額(30)：(1,200 万円又は 700 万円)→(1,000 万円又は 500 万円) に変更 第一表の項目追加、第一表・第一表の二の項目番号および項目名の変更に伴う変更
第三表（別表の付表）	<ul style="list-style-type: none"> タイトルの年分：平成 25 年分→平成 26 年分 に変更 第一表の三の項目番号変更に伴い項目番号が(36)～(45) → (38)～(47)に変更 第一表の三の項目番号および項目名の変更に伴う変更
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ⑥、⑧：第一表の項目追加に伴い項目名が変更
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）	<ul style="list-style-type: none"> 下部の注記 2：「申告書第一表」へ転記する欄が⑬→⑮に変更

（参考）

■住宅取得等資金の贈与の受贈者ごとの非課税限度額（第一表の二）

贈与年 住宅の種類	平成 24 年分	平成 25 年分	平成 26 年分
省エネ等住宅	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
上記以外の住宅	1,000 万円	700 万円	500 万円

3-2. 相続税 平成27年以降に適用される基礎控除額、税率等の計算対応

相続開始日付が平成 27 年 1 月 1 日以降の場合は、平成 27 年以降用の基礎控除額や税率等を適用した相続税の計算を行います。

相続・贈与税顧問 (Ver. H26. 20) は、平成 27 年 1 月 1 日以降の相続税の申告にはお使いただけません。

平成 27 年以降用の相続税申告書様式が明らかになりましたら、相続・贈与税顧問 (Ver. H27. 10) をリリースする予定です。

(1) 第 1 表

平成 26 年分以降用の「遺産に係る基礎控除額」は、100 万の位に 0 がプレプリントされていますが、100 万の値を印刷するように対応します。

法定相続人比例控除額の変更を反映

- 平成 26 年
5,000 万円 + (1,000 万円 × 人数)
- 平成 27 年以降
3,000 万円 + (600 万円 × 人数)

※「税務署用紙への印刷」は 1,000 万円以上の値を印刷します。100 万の値は 0 がプレプリントされているため印刷されません。

(2) 第 2 表

基礎控除額、相続税の速算表を切り替えて、税額を計算します。

基礎控除額

相続開始年	平成 27 年以降	平成 26 年
定額控除額	3,000 万円	5,000 万円
法定相続人比例控除額	600 万円 × 法定相続人数	1,000 万円 × 法定相続人数

※印刷は、「5,000 万円 (1,000 万円 × 人)」のまま印刷されます。

相続税の速算表 (平成 27 年以降用)

法定相続分の取得金額	1,000 万円以下	3,000 万円以下	5,000 万円以下	1 億円以下	2 億円以下	3 億円以下	6 億円以下	6 億円超
税率 (%)	10	15	20	30	40	45	50	55
控除額(万円)	—	50	200	700	1,700	2,700	4,200	7,200

※帳票の「相続税の速算表」は、「平成 21 年 4 月以降用」のまま印刷されます。

(3) 第6表

控除額を切り替えて計算します。

相続開始年	平成 27 年以降	平成 26 年
未成年者控除	20 歳までの 1 年につき 10 万円	20 歳までの 1 年につき 6 万円
障害者控除	85 歳までの 1 年につき 10 万円 (特別障害者は 20 万円)	85 歳までの 1 年につき 6 万円 (特別障害者は 12 万円)

(4) 第 11・11 の 2 表の付表 2

小規模宅地等の特例は、従来から適用対象面積拡大後の計算ができるように対応しています。

- ・特定居住用宅地等の適用対象面積を 240 m²から 330 m²までの部分に拡大。
- ・特定居住用宅地と特定事業用宅地とがある場合の併用について、居住用 330 m²、事業用 400 m²まで適用を拡大。完全併用の場合 730 m²。
- ・貸付事業用宅地等がある場合の適用対象面積の計算について調整の計算式
[事業用宅地等]×200/400+[居住用宅地等]×200/330+[貸付用宅地等]≤200 m²

※限度面積要件のチェックは、次の算式で計算しているため、400 m²のまま変更できません。

$$[事業用宅地等]+[居住用宅地等] \times 5/3 + [貸付用宅地等] \times 2 \leq 400 \text{ m}^2$$

(5) 財産評価顧問 平成 26 年 (Ver.H26.1) 相続税簡易計算の変更

財産評価顧問 (Ver.H26.1) を使用している場合は、相続・贈与税顧問 (Ver.H26.20) をセットアップすると、財産評価顧問の相続税簡易計算で被相続人情報登録の相続開始日付が平成 27 年 1 月 1 日以降のときは平成 27 年以降用の基礎控除額や税率を使用して相続税の総額を計算します。

《参考》タビスランド

平成 27 年からの相続税のポイント

<http://www.tabisland.ne.jp/webseminar/souzoku/index.htm>

4. 贈与税 平成26年分の先行入力について

4-1. 平成26年贈与税 贈与財産データの先行入力

- (1) 相続・贈与税顧問 Ver.H26.1 の「贈与税 平成 25 年」で、案件データを作成して平成 26 年分贈与税の財産データを先行入力することができます。
Ver.H26.20 にバージョンアップ後は、住宅取得等資金の非課税枠などを見直してください。

- (2) 相続・贈与税顧問 Ver.H25.2 の「贈与税 平成 25 年」で、平成 26 年分贈与税を先行入力することができます。
- ・ Ver.H26.20 をセットアップ後は、相続税案件選択の「旧バージョンデータ読込」で案件データを移行します。
 - ・ 贈与税案件データのみを取込む場合は、Ver.H26.20 をセットアップ後に案件選択後の贈与税案件選択で「旧案件取込」により、平成 26 年の贈与税案件データを取り込んでください。

相続税 R4 へコンバートする場合、相続・贈与税顧問の贈与税案件は、平成 26 年分の贈与税案件を含め、すべて「過去申告参照用」としてコンバートされます。
相続税 R4 H26 (Ver. 14. 2) のリリース前に、平成 26 年分の贈与税の申告データを先行入力する場合は、相続税 R4 H26 (Ver. 14. 1) で行ってください。

4-2. 過年分データを利用する場合

過年分の贈与案件データを利用して、平成 26 年の贈与案件データを作成できます。

(1) 「旧バージョンデータ読込」を利用する場合

平成 25 年分の相続案件（贈与案件データ）を利用して、「平成 26 年分」の贈与案件データを作成する場合は、相続税案件選択の「旧バージョンデータ読込」で案件データを移行してから、贈与税案件選択の〈案件コピー〉をクリックします。

① 相続・贈与税顧問 H26 年を起動し、[オプション]→[旧バージョンデータ読込]を選択して、利用したい案件を読込みます。

② 平成 25 年分の贈与案件データを利用する場合は、該当の相続税の案件選択後、[贈与税]→[案件選択・作成]より〈案件コピー〉を選択し、「コピーの目的：年度を繰り越して作成する」を選択して作成します。

過年度の入力データを利用する場合は、「コピーの目的：申告区分を変えずに複写する」を選択して、申告年を平成「26」年に変更して作成します。

(2) 贈与税「旧案件取込」を利用する場合

贈与案件データのみを取り込んで利用する場合は、〈旧案件取込〉により「平成 25 年」までの贈与案件データを取り込み、〈案件コピー〉をクリックします。

平成 25 年分の贈与案件データを利用する場合は、該当の相続案件を選択後、[贈与税]→[案件選択・作成]より〈案件コピー〉を選択し、「コピーの目的：年度を繰り越して作成する」を選択して作成します。

過年分の入力データを利用する場合は、「コピーの目的：申告区分を変えずに複写する」を選択して、申告年を平成「26」年に変更して作成します。

5. バージョンアップについて

Ver.H26.20 へバージョンアップする場合、既にセットアップしている相続・贈与税顧問 Ver.H26.10 をアンインストールする必要はありません。上書きでセットアップします。相続・贈与税顧問 平成 26 年版 Ver.H26.10 (贈与税 平成 25 年) が、Ver.H26.20 (贈与税 平成 26 年) に置き換わります。

※Ver.H26.20 へバージョンアップ後、贈与税 案件選択の「申告年」が前年 (平成 25 年) 以前の案件は、画面全体を入力不可としているため、訂正入力や申告書の印刷などは行えません。修正申告は、申告年に応じた年度のプログラムをご使用ください。

■案件データの変換処理

以下の処理が起動されたときに、相続・贈与税顧問 Ver.H26.2 用のデータに変換処理を行います。

(1) 相続・贈与税顧問システムを最初に起動したとき (全案件一括)

相続・贈与税顧問 Ver.H26.1 や財産評価顧問 Ver.H26.1 で作成した案件データを一括でデータ変換します。

※システム起動時は、全案件データ一括で変換処理を行うため、バージョンアップ後に最初にシステムを起動したときには、若干時間がかかる場合があります。

(2) 案件選択画面でリストアが行われたとき (1 案件ごと)

相続・贈与税顧問 Ver.H26.1 や財産評価顧問 Ver.H26.1 のバックアップデータをリストアしたときに、データ変換処理を行います。

(3) 旧バージョンデータ読込が行われたとき (1 案件ごと)

相続・贈与税顧問 Ver.H25.2 で平成 26 年分の贈与税データを先行入力している場合など、バージョンアップ後に旧バージョンデータ読込を行うと、データ変換処理を行います。

※バージョンアップ前に、Ver.H26.1 において「旧バージョンデータ読込」で移行した案件データは、Ver.H25.2 で作成していた贈与税データも一緒に取り込まれています。

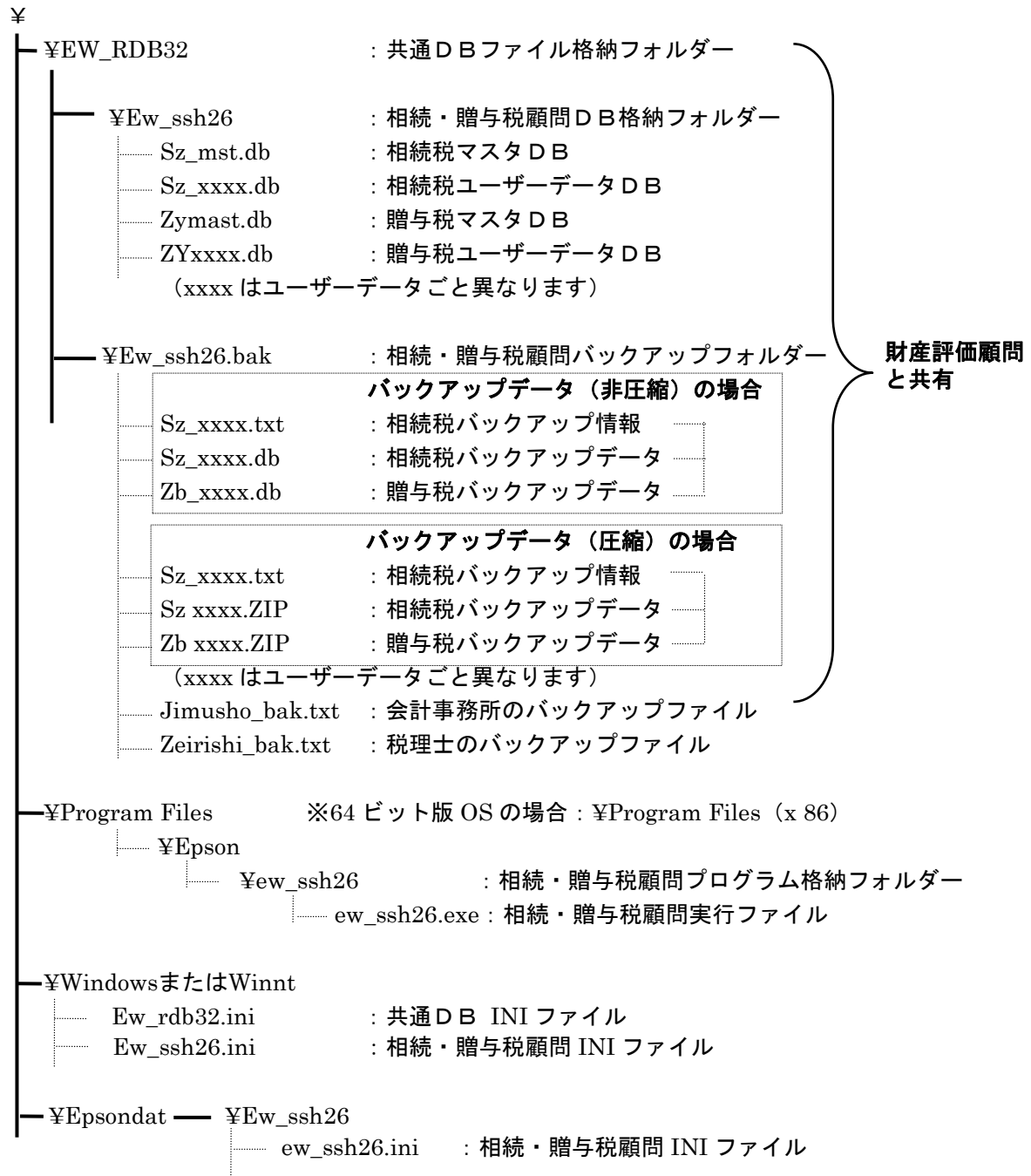
(4) 贈与税案件選択 旧案件取込が行われたとき

贈与税案件選択画面で「旧案件取込」により「平成 25 年」までの贈与税案件データの取り込みを行うと、データ変換処理を行います。

6. フォルダの構成

Ver.H26.20 プログラムのフォルダは次のとおりです。

Ver.H26.1 のプログラムフォルダと同じフォルダに登録されます。



以上、よろしくお願ひします。